

死刑廃止をめざして 2021.3 第8号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・2020年度における当連合会の取組 9
- ・京都 kongress におけるサイドイベントを開催します! (3月10日) 9
- ・国際シンポジウム (3月13日) にご参加を! 9
- ・「やまゆり園事件と死刑」勉強会報告 (8月17日) 10
- ・「死刑存廃をめぐる議論の質を高めるために」勉強会報告 (10月14日) 10

2020年度における当連合会の取組

日弁連副会長 大川 哲也

昨年4月に副会長に就任し、死刑問題を担当させていただきました。これまでの活動を振り返って

本日も8月17日には関係団体との意見交換会と勉強会を開催することができました。勉強会には「やまゆり園事件」の取材をご担当された

会に漕ぎつけることができました。今後も継続的に開催いたします。

1 コロナ禍の中の活動

日弁連執行部は、死刑廃止を会務執行方針の一つとして掲げ、これまで引き続き、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部を中心に活動を展開することとしました。しかし、就任直後、コロナ禍による緊急事態宣言が発出され、事実上活動が大きく制約されました。

そのような中、オンライン会議や集会の方法が徐々に確立し、当

また、10月14日、中央大学の田良教授を講師として、「死刑存廃議論の質を高めるために」と題する講演会を行いました。「公益のために、かけがえない法益である生命まで犠牲にすることに抵抗を覚える」などという問題提起がなされました。

今年度の当本部の活動として、法務省内に死刑制度を含む刑罰制度改革のための審議会設置を働きかけること、を掲げました。現在法制審において、「新自由刑」の創設が議論され、懲罰よりも改善更生という側面が確立されます。死刑は改善更生と相容れず、これも契機として死刑廃止活動を展開していきます。

3 国際的な動向

OECD加盟37か国のうち、死

3月10日

京都 kongress におけるサイドイベントを開催します!

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局次長 太田 宏史 (福井)

昨今のコロナ禍の影響を受けて延期されていた京都 kongress (第14回国連犯罪防止刑事司法会議)ですが、2021年3月7日から12日という日程で、延期前と同じく国立京都国際会館において開催されることになりました。

日弁連は、この京都 kongress で、「死刑廃止に向けて」国際社会における死刑廃止へ向けた取組とアジア太平洋地域における現状、そしてその課題」と題して、死刑廃止に関するサイドイベントを開催します (オンライン併用)。

(なお、参加対象は事前に登録手続を完了した京都 kongress 参加者のみとなります。)

本サイドイベントでは、2016年の第59回人権擁護大会 (福井市) において採択された、いわゆる福井宣言を紹介するとともに、「アジア太平洋地域における死刑制度廃止に向けた戦略と現状」として、この地域における死刑廃止へ向けた取組とその現状等について報告を受け、また、死刑廃止に関連するトピックとして終身刑を中心とした近時の問題意識についても報告や議論を行う予定です。

東アジア・オセアニア地域でも近時、オーストラリアで死刑廃止に関する世界戦略がまとめられ、また、マレーシアでは賛否の議論がある中で引き続き死刑執行停止

の措置が継続されているなど、死刑廃止に向けた具体的な動きが続いています。日本でも日弁連が福井宣言を採択し、「死刑をなくそう市民会議」や「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」(議員連盟)が発足するなど、死刑廃止に向けた取組がいよいよ具体化しつつあります。本サイドイベントでこれら各種の動きを世界に向けて発信していくことが期待されています。

本サイドイベントの開催日時は、3月10日(水) 午前9時00分から午前10時30分までです。詳細については日弁連ホームページでご確認ください。

国際シンポジウム (3月13日) にご参加を!

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長 和田 光弘 (新潟県)

日弁連は、京都 kongress 開催直後の本年3月13日(土)に、下記の要領でオンライン形式による国際シンポジウムを開催します (国際弁護士連盟・国際刑法学会日本部会共催、駐日欧州連合代表部後援)。

記

- 1 全体テーマ「刑事司法の未来を展望するー刑事司法制度は死刑制度や弁護士への攻撃とともに共存できるのか」
- 2 日時 2021年(令和3年)3月13日(土) 午後0時15分~午後5時10分
- 3 参加方法
Zoomウェビナーによる配信 (事前申込制。申込期限:3月10日(水))
内容としては、2部構成となり、第1部は「弁護士の役割に関する基本原則」をテーマに、弁護士の活動や独立を保護するための同原則が kongress で採択されて30周年となる機会にその果たしてきた役割や将来の課題を検討します。

第2部は「死刑制度の廃止」をテーマにします。具体的には「世界のあらゆる国と地域で死刑廃止を目指す~国際法における死刑制度の違法性~」をテーマとして、基調講演にオーストラリア国立大学の国際法学者ドナルド・ロスウェル・ファール教授を招聘し、国際法における死刑の法的地位について論じていただき、パネルディスカッションにおいて、高山佳奈子氏(京都大学大学院法学研究科教授)、森達也氏(映画監督・作家・明治大学特任教授)、さらには国際弁護士連盟や駐日欧州連合代表部からの参加も得て、死刑廃止の実現の道筋を探ります。また国会議員によるメッセージも予定しています。

是非とも、ご参加くださるようお願いいたします。

4 京都 kongress

延期されていた京都 kongress が3月7日から開催されます。併せて、3月13日、日弁連主催で国際シンポジウムを開催します (Zoomウェビナーによるオンライン配信)。「世界のあらゆる国と地域での死刑廃止を目指すー国際法における死刑制度の違法性」には、自由民主党・議連会長の河村建夫衆議院議員、公明党代表の山口那津男参議院議員、立憲民主党幹事長の福山哲郎参議院議員、元法務大臣の谷垣禎一氏、全日本仏教会理事長である戸松義晴氏からメッセージを頂戴する予定です。

5 弁連・弁護士会の動き

今年度、新たに、福岡県、東京、広島、愛知県の各弁護士会が決議を採択しました。年度内にはさらに、神奈川県、仙台、第二東京が総会での審議を予定していると同っています。

6 結語

命を奪う「死刑」という刑罰について、人権擁護、えん罪の危険、国際的な問題等の観点から、日本最大の法律家団体、人権擁護団体である日弁連こそが発信していかなければなりません。2020年は9年ぶりに死刑執行がなされませんでした。この状態が続くままでは前述した審議会等の設置に漕ぎつけられず、お願ひ申し上げます。今後とも、日弁連・当本部の活動にご理解賜りますよう、お願ひ申し上げます。



死刑制度の実情に関する広報資料 (OECD37カ国)

「やまゆり園事件と死刑」

勉強会報告(8月17日)

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局次長 船澤 弘行(千葉県)

2016年7月26日未明に神奈川県相模原市において発生した津久井やまゆり園事件は、同園の元職員男性が刃物によって入所者19名を刺殺し26名に重軽傷を負わせる戦後最悪とも形容される残虐なものであった。加害男性は「障がい者は不幸しか作ることはない」「私が殺したのは人ではありませぬ」と大量殺戮を正当化。その独善的考えに対しネット上では賛同の意見も多く書き込まれるなど、社会に根付く差別感情が露になったことも衝撃的であった。その後、神奈川県での加害男性に対する裁判員裁判は死刑判決であり、弁護人による控訴を加害男性が取り下げたことで2020年3月末に死刑が確定している。日弁連では、2020年8月7日、加害男性の差別的発想の背景、加害男性に対する死刑の持つ意味などを学ぶため、神奈川県新聞の記者である石川泰大氏と川島秀宜氏を講師として「やまゆり園事件と死刑 『生きるに値しない命』のパラドクス」と題する勉強会を開いた。新型コロナウイルスも懸念される時期であったため、勉強会会場の参加人数は絞られ、各地の視聴会員とZoomで中継を結ぶ新しいスタイルで行われた。

加害男性と37回の接見及び50回の手紙のやりとりを行った石川記者からは、加害男性が基本的に礼儀正しく友人も多い人物であったこと、自らの容姿への強いコンプレックスと美しい者や強者への強い憧れをもっていったことが語られた。

また、遺族の希望として警察発表が匿名であったため、報道では加害男性の歪んだ主張ばかりが社会に伝わり、亡くなった一人一人の犠牲者の人生を伝えられなかったもどかしさがあったと話があった。

た。メディアスクラムの問題点や社会の偏見にも言及があった。この点、当初は匿名報道であったが最終的には実名報道となった京都アニメーション放火殺人事件(犠牲者36名)との違いも考えさせられた。

川島記者からは、加害男性が「生きるに値しない命」を奪ったにすぎないと自己の行為を正当化しつづけた点に着目、人類の歴史上現れた優生学的発想と加害男性の犯行動機との類似点について話がいった。プラトンやホッブズらの主張にあらわれる精神・身体障がい者への冷酷さや、近代日本でも「普通人としての生活をするだけの能力のないような子供を産むことは、人類に対し、社会に対し、大きな罪悪である」(平塚らいてう「母性の主張について」という主張が広く受け入れられていたこと、加害男性がナチスドイツの

T4作戦(精神障がい者や身体障がい者に対する安楽死作戦)を間違っていないなどと考えていたことが紹介された。

我々は「すべて国民は、個人として尊重される」(日本国憲法13条)社会を理想とし、優生学的発想を克服したはずであった。しかし、匿名報道の背後にある社会の差別意識、加害男性の動機に賛同するネットの書き込みからうかがえる社会の優生学的発想は、我々一人一人の心に潜むものではないか。死刑とすることで加害男性を社会から排除はできる。しかし、死刑によって加害男性がなぜ独善的な考えを持つに至り行動に移したのかの解明は不可能になる。被害者一人一人のかけがえなさを被害者遺族から法廷

で聴いた加害男性に贖罪の気持ちが生じたのかも不明となる。社会に不適合な者を排除する優生思想と死刑の背後にある思想とは地続きのものがあると感じた。



神奈川新聞 川島記者(左)と石川記者(右)

「死刑存廃をめぐる議論の質を高めるために」勉強会報告(10月14日)

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長 吉田 瑞彦(岩手)

2020年10月14日、中央大学の井田良教授(刑事法学)による表記テーマの講義を弁護士会館とZoomでつなげた全国の弁護士が聴講した。当本部では、現役の刑法学者が死刑存廃問題に対してどのように考えているのかを是非ともお聞きしたかったのである。

井田教授は、死刑制度の存廃の議論がすれ違いとなっている原因は素朴な報刑論にあるとし、刑罰の本質に遡り、刑法による社会秩序維持のメカニズムを再考することで議論の質を高めることが可能であると提言した。

死刑制度存置の最も強い根拠になっている素朴な報刑思想からは、多数の人を意図的に殺害したようなケースについて人権感覚から死刑以外の刑は考えられないという「人道主義的パラドクス」が生じる傾向にある。他方、応報刑論そのものに内在する限界として責任主義の原則という死刑言渡しに至らせない「引き算型量刑」とも言すべきブレーキが存在する。井田教授の恩師宮澤浩一教授も『青少年問題』の中で、「(非行を犯した)少年たちこそ社会の犠牲者・被害者だと断定している。「引き算型量刑」の判断方法は死刑を極力回避する方向へのブレーキとして働くはずであった。ところが、社会と切り離れた個人主義という時代の変化、犯罪被害者保護の思想が強調された結果として、全ての個人の責任とされ、「ブレーキとしての責任非難」という機能が効かなくなり「引き算型量刑のジレンマ」が生じた。こうして、素朴な報刑論を前提とすると、パラドクスとジレンマから不毛な議論となってくる。

教授は、この不毛な議論から抜け出すためには、今一度、刑法による社会秩序維持のメカニズムと刑罰の本質を考えることが必要であると語る。

例えば、団藤重光先生の『刑法綱要総論』に「刑罰とは犯罪のゆえにその行為者に加えられる国家的非難の形式」だという定義がある。またヘーゲルが犯罪のもたらす真の害悪とは「法そのものの侵害」の中にあると説いた。

刑法が想定している社会秩序維持



井田良教授による講義

持のあり方とはどういふものか。刑法は、個人が生まれ育つ過程における社会化のメカニズムの中で規範意識を形成することを踏まえ、それを補充・強化する存在である。刑法は、個人個人に対し、それぞれの規範意識を働かせることを通じての法益侵害の回避を義務づけ、そうして社会秩序を維持しようとする思想を根本に置いている。犯罪のもたらす害とは、それが個人的法益に対する罪であるとしても、公益に生じた害であり、個別の被害者に生じた侵害そのものではない。刑罰の本質は行為者に対する非難の告知である。このような刑法のあり方は、社会のメカニズムと整合し、その中に組み込んで説明できる。人が成長の中でその社会のルールを身に付けていく過程を「社会化」と呼ぶが、犯罪を行った人は、社会化の過程で基本的ルールを学びそこなっただ人といえる。刑事裁判を通じて刑罰を科すことは、社会化というルール学習の社会的メカニズムを前提とし、これを補充するものとして理解することが可能なのである。このように、刑法が想定している社会秩序維持のあり方を社会科学の学識や知見と接合させ、それを参照していただきたい。

れを前提に議論を進めれば、被害者(遺族)の私益の追求を具体的な刑にダイレクトにつなげることが回避し、パラドクスとジレンマから抜け出す道が見えてくるのではないか。

教授は、被害者を支援する立場に立つ法律家に対しても、現行法の諸制度・諸原則・諸々の約束事と現行刑法の基本的なあり方を尊重した上で、そのことを納得してもらいつつ被害者を支援するのなればならないと指摘した。

最後に、井田教授と私は同世代である。同じ学窓を巣立ち40数年の歳月を経て、死刑存廃をめぐる議論をテーマに講義を聴くというのは感慨ひとしおである。この論考で教授の伝えたいことを全て網羅することは到底不可能である。教授が書かれた判例時報2428号(2020年)の同テーマの論文を参照していただきたい。